

本試験再現答案

○簿記

第一問

問1

1	○	2	○	3	×	4	○	5	×
6	○	7	×	8	○	9	○	10	×
11	×	12	×	13	○	14	×	15	○
16	×	17	×						

問2

18	×	19	○	20	×	21	×	22	×
23	○	24	○	25	×	26	×	27	×
28	○	29	○	30	×	31	×		

問3

32	○	33	○	34	○	35	○	36	×
37	○	38	×	39	×	40	×	41	×
42	×	43	○	44	×	45	○	46	○
47	×	48	×	49	×	50	×		

第一問予想点数 42/100点

第二問

P社キャッシュ・フロー計算書

1	×	2	○	3	○	4	○	5	○
6	○	7	○	8	×	9	×	10	○
11	×	12	○	13	×	14	×	15	○
16	○	17	○	18	○	19	○	20	○
21	○	22	×	23	○	24	×	25	○
26	○	27	○	28	×	29	×		

X社キャッシュ・フロー計算書

30	×	31	○	32	○	33	○	34	○
35	×	36	○	37	×	38	○	39	×
40	○	41	○	42	○	43	×	44	×
45	×	46	○						

連結キャッシュ・フロー計算書

47	×	48	○	49	×	50	×	51	○
52	×	53	×	54	○	55	○	56	○
57	○	58	○	59	×	60	○		

問2 全て×

○財務諸表論

第三問

問1	(1) 資本取引とは、企業と出資者との間の取引をいい、損益取引とは、企業外部者との取引をいう。ここで、たとえば新株発行時の払込のような資本取引を損益取引として扱えば、会社の業績が正しく反映することができなくなってしまう。すなわち、企業の業績を正しく算定するために、資本取引・損益取引区分の原則が必要とされるのである。
	(2) 利益剰余金は、損益取引によりよって獲得された剰余金であるが、利益処分は資本拠出者との間の取引であるから、資本会計に属すると考えられる。よって、本問の取引は資本取引に分類すべきである。
	(3) 役員賞与とは、企業役員にたいして支払われる賞与であり、制度上利益処分項目として扱われているが、役員に対する給与である役員報酬とその本質は変わるものではないと考えられるため、損益取引に分類すべきである。

問2	(1) 我が国では、新株発行費は繰延資産に計上され、後に費用とされるか、または一時の費用として処理される。この相違が生じる理由は、米国では新株発行費を資本取引と考えているのに対し、我が国では財務費用と考えていること。及び米国では払込資本は新株発行費を控除した額と考えられているのに対し、我が国では商法において、払込資本の額は新株の発行価額とされているためである。
	(2) この場合、米国の基準と、我が国の基準の相違から生じる差異を注記する必要があると考えられる。具体的には、我が国の基準によった場合の資本の額や、損益計算書の費用計上額、経常損益、当期純損益の相違額等を注記する。

第三問予想点数 40/100 点

第四問

問1	<p>資産計上を認める説は、研究開発費は将来の収益獲得のための支出であるから、収益と費用を合理的に対応させ、企業の業績を正しく反映させるためには、対応する収益が実現するまでは研究開発費を資産に計上すべきとする説である。この場合、研究開発費は当期に発生したものであるが、対応する収益が将来実現すると期待されるため、繰延資産に分類される。</p> <p>資産計上を認めない説は、貸借対照表において将来のキャッシュ・フローの予測情報を提供する立場から見ると、研究開発費は資産計上の要件を満たしていないため、資産に計上することはできないとする説である。すなわち、研究開発費は、過去の取引又は事象の結果として、当該企業が支配する、発生の可能性の高い将来の経済的便益という資産の要件を満たさないのである。</p>
----	--

問2	<p>繰延法とは、当期純利益と法人税等の額を合理的に対応させるために、税務上の益金・損金と会計上の収益・費用の差である期間差異に、差異の発生年度の税率を乗ずる方法である。繰延法では、税率の変更があっても、再計算は行われない。</p> <p>資産負債法とは、貸借対照表に将来の税金の支払いの影響額を開示するために、税務上の資産負債と、会計上の資産負債の差である一時差異に、差異の解消年度の税率を乗じる方法である。資産負債法では、税率の変更があった場合は、再計算を行う。</p> <p>繰延法によると、貸借対照表において将来のキャッシュ・フローに関する情報の提供ができないこと、及びその他有価証券評価差額等の未実現利益に対して、税効果を認識できないという問題点がある。</p>
----	--

問3	<p>本問の場合、まだ財貨・用益の提供がなされていないため、実現主義によると収益の認識はできない。しかし、企業の業績利益を明らかにするためには、収益は実現し、又は実現可能な段階で計上すべきである。よって、本問のような注文生産の場合は、発生の可能性の高い将来の経済的便益であり、その金額が合理的に算定できるという資産の認識要件。そして、資産の増加に裏付けられ、その金額が合理的に算定できるという収益の認識要件をみたした場合に、売り上げの計上認められる。</p>
----	---

問4	<p>費用と収益の対応を重視する立場からは、引当金は将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。本問では、GPSの設置に対応する収益がまだ計上されていないため、引当金を計上することはできない。</p> <p>しかし、貸借対照表を重視する立場からは、引当金は過去の取引又は事象の結果として、当該企業が負う現在の義務から生じる発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲であって、その時期や金額に不確実性を伴うものと定義される。本問のGPSの設置費用はこの要件を満たすと考えられるため、引当金を計上できる。</p>
----	--

第四問予想点数 60/100

○原価計算

第五問

問題 1

問1	インプット法。この手続きのメリットは、材料投入時点で消費量差異が把握できるため、原価管理に資する点である。
----	---

問2	アウトプット法とインプット法の分類	この分類は、差異の把握をいつ行うかという分類である。アウトプット法では、原価計算期間の終了時に差異を把握するが、インプット法では、原価財の投入時において差異を把握する。
----	-------------------	--

問2	パーシャル・プランとシングル・プランの分類	この分類は、記帳方法の分類である。パーシャル・プランでは、仕掛品勘定の借方に原価の実際発生額を記帳するが、シングル・プランでは仕掛品勘定の借方に、標準の原価を記帳する。
----	-----------------------	--

問3	(白紙)
----	------

問4	(1)	仕掛品一第1工程加工費
	標準原価差異	完成品 ○
	不良品差異	月末仕掛品 ○
		標準原価差異 ×
		不良品差異 ×

(2)	作業区分	標準原価差異
	第1作業	○
	第2作業	○
	第3作業	○
	第4作業	○
	第5作業	○
	合計	○

(3)	作業区分	能率差異
	第3作業	○
	第4作業	○

問題2

問1

A 案	<input type="radio"/>	B 案	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----	-----------------------

問2～問4

×

問5

(1) B 案	(2) 正味現在価値が大きい B 案を選択すべきである。

問6

(1) ハ	(2) 経営者に資本コストを意識した経営を行わせるためには、直接原価計算による残余利益を業績評価尺度とすべきである。

第五問予想点数 44/100 点

第六問

問題1

問1 (×××4年度) (単位:円)

C-101 製品原価 新原価計算方式	C-101 製品原価 旧来方式
直接材料費 (○)	(○)
直接労務費 (○)	(○)
製造間接費 (○)	(○)
(製造間接日内訳)	(製造間接日内訳)
購買物流部門費 (○)	購買物流部門費 (×)
材料購買 (○)	
検査・保管 (○)	
材料運搬 (○)	
加工部門費 (○)	加工部門費 (×)
組立部門費 (○)	組立部門費 (×)
フレーム組立 (○)	
駆動部分組立 (○)	
全体組立 (○)	
塗装 (○)	
検査 (○)	
補助部門経営部門費 (○)	補助経営部門費
製造原価 (○)	製造原価 (×)

問2 (何を書いたか忘れてしまいました。何かは書きました。)

問3 (白紙)

問4 (白紙)

問題 2

問 1 (白紙)

問 2 (白紙)

問 3

外部失敗コスト		内部失敗コスト	
クレーム処理 $125000 \times 1.4 = 175000$		半製品 A の再加工 $1600 \times 0.04 \times 1.5 \times 360 = 34560$	
評価コスト		予防コスト	100666 円
		研修費 $200000 / 12 = 16666$ 品質予防 84000	

第六問予想点数 28/100 点

第七問

問題1

問1	後発事象とは、決算日の翌日から監査報告書作成日までの間に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象をいい、その実質的な原因が決算日現在すでに存在しており、決算日現在における会計上の見積もりに対して、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮される修正後発事象と、当期の財務諸表には影響を与えないが、時期以降の財務諸表に影響を及ぼす開示後発事象に分類される。
----	--

問2

①	修正
②	開示
③	適切に修正されている
④	適切に修正されていない
⑤	適切に注記されている
⑥	適切に注記されていない
⑦	無限低適正意見
⑧	追記情報の記載
⑨	限定付適正意見または不適正意見
⑩	無限低適正意見
⑪	無限低適正意見
⑫	限定付適正意見または不適正意見

問3

- (1) 訴訟Xについての和解契約は、決算日後、監査報告書作成日までの間に発生した事象であるから、後発事象に該当する。
- (2) 和解契約によって、金額が850000千円に確定したため、引当金を850000円設定する。また、中間決算において800000千円の引当金を設定しているが、これは中間決算に係るものであるから、年度決算において再度引当金を計上しなければならない。
- (3) (白紙)

問題2

1	分析的手続
2	経営者等とのディスカッション
3	確認
4	
5	
6	
7	
8	

問題3

1	取締役は、当該事象を営業報告書に記載する。会計監査人は、開示の適切性を判断し、適法意見又は不適法意見を表明する。適法意見の場合は、監査報告書に後発事象に関する記載をする。監査役会は、会計監査人の監査結果が相当か否かを判断する。
2	取締役は、可能な限り営業報告書に当該事象を記載する。営業報告書に記載できない場合、会計監査人は当該事象を監査報告書に記載する。
3	取締役は、当該事象を株主総会において報告する。
4	取締役は、当該事象を株主総会において報告する。

第七問予想点数 50/100

第八問

問題1

問1 国民経済の適切な運営とは、有価証券の売買を公正かつ適正に行うことによって、資源の最適配分に資することである。

投資者の保護とは、投資者に適切な情報を提供することによって、情報を知らないことから生じる損失から、投資者を保護することである。

問2	(2)	下線部(2)は、一般に公正妥当と認められる会計の基準を指している。会計の基準には、①企業会計審議会及び企業会計基準委員会から公表された会計基準、②企業会計基準委員会や日本公認会計士協会から公表された実務指針等、③一般に公正妥当と認められる会計実務慣行が含まれる。
	(4)	下線部(4)は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を指している。監査の基準には、①企業会計審議会から公表された監査基準、②日本会計士協会から公表された実務指針等、③一般に公正妥当と認められる監査実務慣行が含まれる。

問題2

問1	(1)	不正とは、財務諸表の虚偽の表示の原因となる、経営者、従業員又は第三者による「意図的な」誤りである。誤謬とは、財務諸表の虚偽の表示の原因となる、「意図的でない」誤りである。
	(2)	(白紙)

問2	・ 監査人は、経営者とのディスカッションにより、不正や誤謬を防止・発見するための内部統制適切に企業内部に構築・維持されているかどうかを明らかにする。
	・ 監査人は、経営者とのディスカッションにより、不正に関与する機会や動機を経営者が持っているかどうかを明らかにする。
	・ 監査人は、経営者とのディスカッションにより、不正リスク要因を検討し、リスクの高い項目を明らかにする。

第八問予想点数 60/100 点

問1

一、株式の相互保有とは、株式会社が株式を互いに保有しあうことを言う。
本来、株式会社では会社の所有と経営が分離されており(254条2項)、株主の交代は問題とならず、会社債権者との関係においても株主は間接有限責任しか負わない(200条1項)ため、その交代は問題とならない。また、間接有限責任制度下において投下資本の回収を確保するために、株式を自由に譲渡できる必要がある。
ゆえに、法は株式の譲渡を原則として自由としている(204条1項)。
しかし、問2で述べる弊害が生じるおそれがあるため、法は株式の相互保有に関して、いくつかの規制を設けている。
二、1、まず、株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する場合には、その所有される株式会社はその所有する株式会社の株式について議決権を有しないこととされている(241条3項)。
2、次に、子会社による親会社株式の取得が、原則として禁止されている(211条の2)。
3、そして、親会社の監査役は、子会社の取締役や使用人を兼ねることはできないとされている(276条)。

問2

1、上記241条3項の規制は、議決権の歪曲化を防ぐためにある。すなわち、他の会社に議決権の4分の1超を保有されている株式会社が、その保有する株式会社に議決権を行使する場合、公正を期待できないのである。
2、上記211条の2の規制は、資本の空洞化を防ぐためにある。間接有限責任制度下の株式会社においては、会社債権者にとっては会社財産が唯一の担保となるが、経済的・実質的に一体と考えられる親子会社において、子会社が親会社の株式を取得すると、資本の空洞化を招き、また、自己株式取得規制の潜脱となるおそれもあるからである。
3、そして、276条の規制は、監査の独立性を確保して、公正な監査に資するためである。兼任が容認されると、自己監査になってしまうからである。

第九問予想点数 50/100点

第十問

問題 1

問1

一、商法290条1項に違反する利益配当は無効である。
けだし、資本維持に関する同条は強行法規と解さなければならないからである。
二、①について
1、会社は、配当金の返還を株主に対して請求することができる。
2、なぜならば、商法290条1項に違反する利益配当は無効であるから、このような違法配当を受けた株主は、法律上の原因なくして会社財産によって利益を受けていることになり、会社は株主に対して不当利得として配当金の返還を請求できると考えられるからである(民法703条、704条)。
三、②について
1、会社は、取締役に対して違法配当額の弁済を請求することができる(266条1項1号)。
2、これは、株主が多数存在することから、株主に対する返還請求は実際上困難だからである。

問2

配当可能限度額の算定は、決算日時点の貸借対照表より算定されるから(290条1項)、決算期後、利益処分案を承認する定時株主総会までの間に、会社が自己株式を取得し、または処分しても、配当可能限度額には影響は無いと考えられる。
--

問題 2

問 1

①

債務超過の

問2

A

自己株式の処分は、新株の発行と異なり、すでに発行した株式の処分であるから、資本金及び資本準備金は変動しない

B

会社財産の充実ではなくて、会社財産充実に関する規定である

C

配当可能限度額の範囲内での配当であっても、定款違反等の場合には、取締役や執行役が会社に対して責任を負うことはあり得る

第十一問予想点数 60/100 点

○経済

第十三問

問1～問3 ○

問4～問8 ×

問1 ○ 問2 × 問3 ○

問4～問9 ×

第十三問予想点数 25・100点

第十四問

問題1

問1

問2

問3

問題2

問1 ○

問2～問3 全て×

問題3

問1

問2

問3

問4

問5

第十四問予想点数 29/100点